

# 福岡県公報

平成22年2月24日  
第3078号

## 目次

告示(第322号-第355号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事	
前届出	(漁業管理課) ..... 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 2
道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 4

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 6
公共測量の実施	(県土整備総務課) ..... 6
公共測量の終了	(県土整備総務課) ..... 6
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ..... 7
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ..... 7
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ..... 8
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ..... 8
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ..... 9
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) .....10
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) .....11
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) .....12
県営住宅の名称及び位置の一部改正	(県営住宅課) .....12
道路の区域の変更	(道路維持課) .....12
道路の供用の開始	(道路維持課) .....13
道路の供用の開始	(道路維持課) .....13
道路の供用の開始	(道路維持課) .....13
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) .....13
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) .....14
公安委員会	

年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）の開催  
(警察本部生活環境課) .....14

告 示

福岡県告示第322号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成22年2月24日から同年3月10日までの間縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市大和町谷垣4番地の1	武末 健	有明	有明漁業協同組合
柳川市大和町明野158の1	松藤 義輝		
柳川市大和町明野	斉藤 輝海		

福岡県告示第323号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字猪野字荒谷1582番17、1584番8、字池ノ浦1610番48、1610番51から1610番54まで、1610番56及び1610番59
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡久山町大字山田1712番地  
社会福祉法人 久山福社会 児童養護施設 若葉荘

理事長 佐伯 源吾

福岡県告示第324号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市柳橋871-24から871-28まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市長 齊藤 守史

福岡県告示第325号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市塚原台3丁目110番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区大名1丁目4番1号  
株式会社 西鉄ストア 代表取締役社長 室園 正雄

福岡県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	飯塚 線	前	宮若市宮田1852番1先か ら 宮若市宮田1567番3先ま で	36.4 ～ 92.5	780.0
			後	同上	36.4 ～ 206.9	780.0

福岡県告示第327号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年1月13日農林水産省告示第65号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第328号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年1月10日農林水産省告示第14号（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに八女市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第329号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和63年7月1日農林水産省告示第915号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び岡垣町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第330号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月24日農林水産省告示第1281号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第331号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年10月20日農林水産省告示第1696号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第332号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年11月9日農林水産省告示第1801号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

福岡県告示第333号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年11月26日農林水産省告示第1875号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第334号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年12月14日農林水産省告示第2023号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第335号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年8月10日農林水産省告示第1035号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第336号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年10月17日農林水産省告示第1358号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに北九州市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第337号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年10月18日農林水産省告示第1379号（1及び2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第338号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年11月14日農林水産省告示第1510号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（2級・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市西区の一部	平成21年12月8日から 平成22年3月15日まで

福岡県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西日本鉄道株式会社代表取締役から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（福岡都市計画事業月の浦西土地区画整理事業に伴う出来形確認測量図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
大野城市月の浦四丁目、大字牛頸の各一部 地域	平成22年1月30日

## 福岡県告示第341号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成22年2月9日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグコスモス苅田与原店

(2) 所在地 福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番地 外4筆

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成22年10月10日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,154平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数（台）
-------------	---------

福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番地 外4筆	44
-----------------------	----

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数（台）
福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番地 外4筆	16

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番地 外4筆	52

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番地 外4筆	10.99

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番地 外4筆

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 福岡県告示第342号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 加布里ショッピングセンター  
 (2) 所在地 福岡県糸島市神在1389番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
 意見なし

福岡県告示第343号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー前原店  
 (2) 所在地 福岡県糸島市浦志一丁目7番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
 意見なし

福岡県告示第344号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 分銅及びおもりの検査	22年4月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市矢部体育館	八女市
	22年4月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
	22年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
	22年4月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	22年4月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅たちばな夢実館そろり	八女市
	22年4月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	広川町民研修センター	
	22年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市星野行政福祉センター	八女市
	22年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市農業活性化センター	
22年4月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女伝統工芸館		
22年4月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女伝統工芸館		
22年4月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女伝統工芸館	筑後市	
22年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後		
22年4月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑後市勤労者家庭支援施設		
22年4月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑後市勤労者家庭支援施設		



	22年4月24日から 22年6月23日まで	左欄の間に行う検査については、八女市、広川町及び筑後市と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市
イ ひょう量300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	22年4月24日から 22年6月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	22年4月24日から 22年6月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	22年4月24日から 22年7月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市	

福岡県告示第345号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

## 2 検査日時及び会場

### (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	22年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所二丈庁舎 第1別館	糸島市
	22年4月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所二丈庁舎 第1別館	
	22年4月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立福吉公民館	
	22年4月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立福吉公民館	
	22年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立桜野公民館	
	22年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立引津公民館	
	22年4月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立可也公民館	
	22年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立伊都文化会館	
	22年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立伊都文化会館	
	22年4月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立伊都文化会館	
22年4月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立伊都文化会館		
	22年4月24日から 22年6月23日まで	左欄の間に行う検査については、糸島市と協議の上、指示する。		糸島市
イ ひょう量300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	22年4月24日から 22年6月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	22年4月24日から 22年6月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸 島 市
--	--------------------------	---------------------------------------	-------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	22年4月24日から 22年7月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸 島 市

福岡県告示第346号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げる）	22年5月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	那珂川町中央公民館	那 珂 川 町
	22年5月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	那珂川町中央公民館	

ものを除く。 )、分銅及びおもりの検査	22年5月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	春日市商工会館	春 日 市
	22年5月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	春日市商工会館	
	22年5月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑紫野市商工会館	筑 紫 野 市
	22年5月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑紫野市商工会館	
	22年5月25日	10：00～12：00	太宰府市役所	太 宰 府 市
		13：00～15：00	馬場公民館	
	22年5月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	太宰府市役所	大 野 城 市
	22年6月1日	10：00～12：00 13：00～15：00	大野城市南コミュニティセンター	
	22年6月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	大野城市北コミュニティセンター	
	22年6月3日から 22年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、那珂川町、春日市、筑紫野市、太宰府市及び大野城市と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
イ ひょう量300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	22年6月3日から 22年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	22年6月3日から 22年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該

当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	22年6月3日から 22年9月2日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

福岡県告示第347号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	22年6月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	吉富町体育館	吉富町
	22年6月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	道の駅 「しんよしみ」	上毛町
	22年6月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	上毛町役場大平支所	
	22年6月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	上毛町役場大平支所	
	22年6月8日	10:00～12:00	上城井公民館	築上町
		13:30～15:30	築上町中央公民館	
22年6月9日	10:00～12:00 13:00～15:00	築上町中央公民館	築上町	

22年6月10日	10:00～12:00 13:00～15:00	築上町築城公民館	豊前市
22年6月15日	10:00～12:00	豊前市角田公民館	
	13:30～15:30	豊前市合河公民館	
22年6月16日	10:00～12:00	豊築漁業協同組合	
	13:30～15:30	豊前市三毛門公民館	
22年6月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	豊前市役所	
22年6月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	豊前市役所	
22年6月19日から 22年8月18日まで	左欄の間に行う検査については、築上郡内各町及び豊前市と協議の上、指示する。		築上郡 豊前市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	22年6月19日から 22年8月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	築上郡 豊前市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	22年6月19日から 22年8月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	築上郡 豊前市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	22年6月19日から 22年9月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	築上郡 前市
--	--------------------------	---------------------------------------	-----------

## 福岡県告示第348号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年2月9日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人南区我等のまち

## (2) 代表者の氏名

岩尾 襄

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区塩原4丁目14番3号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市の住民等に対して、地域SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による自由な意見交換・情報交流の機会を創り出す環境の運営を行い、住民相互の交流推進に関する事業を行い、福岡市の持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第349号

県営住宅の名称及び位置（平成19年3月福岡県告示第680号）の一部を次のように改

正する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

表中

福岡県営前原住宅	前原市
福岡県営有田住宅	前原市

を

福岡県営前原住宅	糸島市
福岡県営有田住宅	糸島市

に

福岡県営山崎住宅	八女郡立花町
福岡県営兼松住宅	八女郡立花町
福岡県営ゆいのもり住宅	八女郡矢部村

を

福岡県営山崎住宅	八女市
福岡県営兼松住宅	八女市
福岡県営ゆいのもり住宅	八女市

に改める。

## 福岡県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	吉井線 恵蘇宿	前	うきは市吉井町1004番2 先から うきは市吉井町1004番13 先まで	10.4 ～ 11.1	83.0
			後	同上	10.4 ～ 13.2	

## 福岡県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年2月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井線 恵蘇宿	うきは市吉井町1004番2先から うきは市吉井町1004番13先まで

## 福岡県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年2月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	瀬高線 久留米	久留米市荒木町白口1359番2先から 久留米市荒木町白口1361番2先まで
-----	------------	--

## 福岡県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年2月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	若宮線 玄海	宗像市田野14番先から 宗像市田野18番4先まで

## 福岡県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年1月福岡県告示第78号小竹都市計画下水道事業小竹公共下水道（小竹町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成17年1月5日から平成25年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成17年1月19日福岡県告示第78号の事業地に、次の区域を加える。

小竹町大字勝野字西ノ谷の全部並びに字中尾、字井田、字西、字辻尾、字片峰、及び字浄光の各字の一部

(2) 使用の部分  
なし

福岡県告示第355号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小坂井字屋敷49 - 5、字蓮輪90 - 8から90 - 10まで及び90 - 12

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小坂井49番地2

高木 英治

公安委員会

福岡県公安委員会告示第44号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成22年2月24日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成22年3月26日（金）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部別館202会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10 : 00 ~ 15 : 30	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
15 : 30 ~ 16 : 30	講習結果に対する考査
16 : 30 ~ 17 : 00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。